

池田市立ギャラリーの管理運営に係る協定書

池田市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり、池田市立ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の管理運営に関する年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、池田市立ギャラリー条例（昭和60年池田市条例第25号。以下「条例」という。）

第4条の規定に基づき、乙を指定管理者としてギャラリーを管理することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじつつ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理運営物件）

第3条 本業務にかかる管理運営物件（以下「物件」という。）は、以下のとおりとする。

所在地 池田市栄町1番1号

名称 池田市立ギャラリー

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って物件を管理運営しなければならない。

（指定管理者の指定の意義）

第4条 甲及び乙は、ギャラリーの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、市民文化振興のための諸事業を効果的かつ効率的に推進し、もって市民福祉の増進を図ることにあることを確認する。

（本業務の範囲）

第5条 条例第3条に規定する本業務の範囲は、仕様書のとおりとする。

2 乙は仕様書に基づき前項の業務（以下「本業務」という。）を実施するための提案書を作成し、甲に提出しなければならない。

（公共性の保持）

第6条 乙は、本業務の遂行に当たっては、ギャラリーの設置目的に即し、公共性を保持するよう留意しなければならない。

(指定管理料)

第7条 甲は、指定管理料として、年額_____円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。ただし、池田市立ギャラリー管理運営協定仕様書（以下「仕様書」という。）に記載の支払明細のとおり、乙の請求に基づき支払うものとする。

2 乙は、4月・9月末日の10日以前に、4月にあつては前期分、9月にあつては後期分の指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付し、甲は、当該請求書の受領後30日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

(消費税等率変動に伴う指定管理料の変更)

第8条 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを指定管理料とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(協定年度)

第9条 本業務に係る協定年度は、令和__年4月1日から令和__年3月31日までとする。

(本業務の実施)

第10条 乙は、関係条例及び関係法令を遵守し、本協定に従って本業務を実施するものとする。

(人材の確保)

第11条 乙は、本業務を実施するために必要な人材を確保するとともに、必要な研修等を行わなければならない。

(委託の禁止)

第12条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙が負担するものとする。

(施設の修繕等)

第13条 ギャラリーの軽微な修繕については、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。なお、管理運営に重大な支障をきたすおそれのある甚大な修繕については、甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

(緊急時の対応)

第14条 本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第15条 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施により知り得た情報を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了した後又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、毀損等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 甲が、乙が保有する文書について、池田市情報公開条例（平成16年条例第1号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、開示請求を受理したときは、甲は乙に当該請求に係る文書の提出を求めることができる。この場合乙はこれを拒むことができない。

(甲による資料及び備品等の貸与)

第16条 甲は、ギャラリーに保有する別紙に掲げる備品を、無償で乙に貸与するものとする。

2 乙は備品の維持管理に際して細心の注意を払うよう留意しなければならない。

(業務計画書)

第17条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

2 業務計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第18条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各号に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) ギャラリーの使用状況に関する事項
- (3) 事業の実施状況に関する事項
- (4) その他甲が指示する事項

2 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告又は説明を求めることができるものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

第19条 甲は、前条第1項の規定により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う本業務の実施状況の確認を行うものとする。

(甲による業務の改善勧告)

第20条 前条に規定する確認の結果、乙が、甲の示した仕様書等の条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(使用料の取り扱い)

第21条 ギャラリーの使用にかかる使用料は甲の収入とする。

(入場料の取り扱い)

第22条 甲の承認を得て乙が実施する事業にかかる入場料等は乙の収入とする。

(事業にかかる使用料)

第23条 甲の承認を得て乙が実施する事業にかかるギャラリーの使用料は免除とする。

(損害賠償等)

第24条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第25条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(業務の引継ぎ等)

第26条 乙は、指定期間の満了に際し、甲または甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲が指定する者によるギャラリーの視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、特別な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第27条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に復し、甲に管理

物件を引継がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件を原状に復することなく引継ぐことができるものとする。

(備品等の扱い)

第28条 指定期間の満了に際して備品については甲または甲が指定する者に対して引継がなければならない。

(甲による指定の取り消し)

第29条 甲は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）第13条の規定により、指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

- 2 乙は、甲が条例第13条の規定により年度途中において乙の指定管理者の指定を取り消した場合には、指定を取り消した日から30日以内に当該年度にかかる業務報告書を提出しなければならない。

(不可抗力による指定の取り消し)

第30条 甲又は乙は、不可抗力により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消の協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断した場合は、甲は指定の取消を行うものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第31条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第32条 乙は、ギャラリーの設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、前項の事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に承認を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第33条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第34条 本業務に関し、特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第35条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、または本協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

所在地 池田市城南1丁目1番1号

名称 池田市

代表者 池田市長 印

乙 (指定管理者)

所在地

名称

代表者 印